

国 不 籍 第 2 7 7 号
令和 6 年 6 月 2 8 日

都道府県地籍調査担当部局長 殿

国土交通省不動産・建設経済局
地籍整備課長
(公印省略)

「地籍調査の成果の認証の請求又は認証の承認申請に係る書類の作成要領」
の一部改正について（通知）

「地籍調査の成果の認証の請求又は認証の承認申請に係る書類の作成要領」
（令和 3 年 3 月 3 1 日付け国不籍第 5 8 0 号国土交通省不動産・建設経済局
地籍整備課長通知）の一部を別添のとおり改正し、本日から施行することと
しましたので、御了知の上、この旨貴管下部局及び関係市区町村等への周知
方よろしく申し上げます。

地籍調査の成果の認証の請求又は認証の承認申請に係る書類の作成要領

1 添付書類の作成

国土調査法（昭和26年法律第180号。以下「法」という。）第19条第1項の規定による認証の請求又は同条第3項の規定による認証の承認申請に当たっては、認証請求書又は承認申請書（以下「認証請求書等」という。）のほか、地籍測量の手法に応じて次の（1）から（3）までに掲げる添付書類を作成するものとする。

また、認証請求書等の「添付書類」の項目には、地籍測量の手法に応じて次の（1）から（3）までに掲げる添付書類の名称を記載するものとし、これ以外の資料を添付する場合は、認証請求書等に「その他参考資料」として項目を追記するものとする。

(1) 地籍測量が地上法による場合

- ア 地籍調査工程検査成績表
- イ 地目別筆数面積変動表等調書
- ウ 不所在地等調書
- エ 不協力地調書
- オ 所在不明所有者等調書
- カ 協議実施結果報告書
- キ 地籍図根三角点網図
- ク 地籍図根三角測量精度管理表
- ケ 地籍図根多角点網図
- コ 地籍図根多角測量精度管理表
- サ 地籍図一覧図
- シ 認証請求区域図又は承認申請区域図
- ス 認証請求区域概況説明調書又は承認申請区域概況説明調書

(2) 地籍測量が航測法による場合

- ア 地籍調査工程検査成績表
- イ 地目別筆数面積変動表等調書
- ウ 不所在地等調書
- エ 不協力地調書
- オ 所在不明所有者等調書
- カ 協議実施結果報告書
- キ 地籍図根三角点網図
- ク 地籍図根三角測量精度管理表

- ケ 空中写真標定図又は航空レーザ測量コース図
- コ 標定点配置図又は調整点配置図
- サ 標定点測量精度管理表又は調整点測量精度管理表
- シ 航測図根点配置図
- ス 空中写真測量精度管理表又は航空レーザ測量精度管理表
- セ 補備測量の細部図根点網図
- ソ 補備測量の細部図根測量精度管理表
- タ 地籍図一覧図
- チ 認証請求区域図又は承認申請区域図
- ツ 認証請求区域概況説明調書又は承認申請区域概況説明調書

(3) 地籍測量が併用法による場合

- ア 地籍調査工程検査成績表
- イ 地目別筆数面積変動表等調書
- ウ 不存在地等調書
- エ 不協力地調書
- オ 所在不明所有者等調書
- カ 協議実施結果報告書
- キ 空中写真標定図又は航空レーザ測量コース図
- ク 標定点配置図又は調整点配置図
- ケ 標定点測量精度管理表又は調整点測量精度管理表
- コ 航測図根点配置図
- サ 空中写真測量精度管理表又は航空レーザ測量精度管理表
- シ 補備測量の細部図根点網図
- ス 補備測量の細部図根測量精度管理表
- セ 地籍図根三角点網図
- ソ 地籍図根三角測量精度管理表
- タ 地籍図根多角点網図
- チ 地籍図根多角測量精度管理表
- ツ 地籍図一覧図
- テ 認証請求区域図又は承認申請区域図
- ト 認証請求区域概況説明調書又は承認申請区域概況説明調書

2 添付資料の作成要領

各添付資料の作成については、次に掲げる様式及び記載要領によるものとする。

また、用紙の大きさは、原則として日本産業規格A4(以下「A4サイズ」という。)とする。ただし、地籍図一覧図等の図面の大きさについては、管理に適した大きさに作成することができる。

(1) 地籍調査工程検査成績表

地籍調査事業工程管理及び検査規程（平成14年3月14日付け国土国第591号
国土交通省土地・水資源局長通知）に基づき作成する地籍調査工程検査成績表とする。

(2) 地目別筆数面積変動表等調書

地目別筆数面積変動等調書は、別記様式第1号により作成するものとする。

(3) 不存在地等調書

不存在地等調書は、別記様式第2号により作成するものとする。

(4) 不協力地調書

不協力地調書は、別記様式第3号により作成するものとする。

(5) 所在不明所有者等調書

所在不明所有者等調書は、別記様式第4号により作成するものとする。

(6) 協議実施結果報告書

協議実施結果報告書は、別記様式第5号により作成するものとする。

(7) 地籍図根三角点網図、標定点配置図及び調整点配置図

地籍図根三角点網図、標定点配置図及び調整点配置図の記号等は、次のとおり着色するものとする。

- ・基本三角点・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・青
- ・四等三角点並びに既設の地籍図根三角点、標定点及び調整点・・・・緑
- ・新設の地籍図根三角点、標定点及び調整点・・・・赤
- ・路線の辺・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・赤

(8) 地籍図根多角点網図及び航測図根点配置図

地籍図根多角点網図及び航測図根点配置図の記号等は、次のとおり着色するものとする。

- ・一次路線の辺・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・赤
- ・二次路線の辺・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・青
- ・既設路線の辺及び既設の航測図根点・・・・・・橙

(9) 地籍図一覧図

地籍図一覧図における認証請求区域又は認証申請区域の外周の図郭線は、赤色に着色するものとする。

(10) 認証請求区域概況説明調書又は承認申請区域概況説明調書

認証請求区域概況説明調書又は承認申請区域概況説明調書は、別記様式第6号により作成するものとする。

(11) 認証請求区域図又は承認申請区域図

認証請求区域図又は承認申請区域図は、国土地理院発行の地形図又はこれに準ずる地形図を使用し、次の事項を記載して作成するものとする。ただし、市町村全域を表示した地形図では区域の概況の判別が困難な場合は、区域の概況

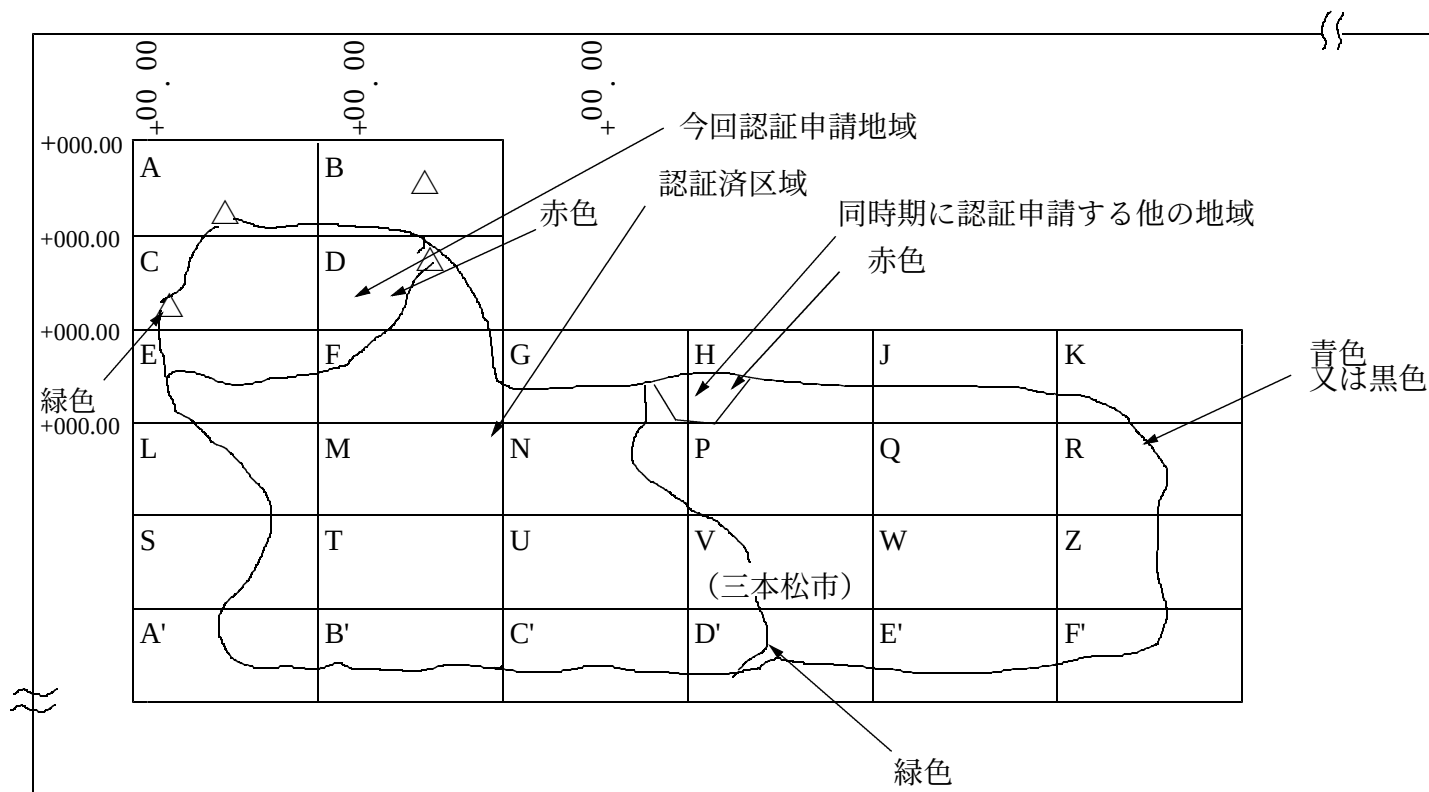
の判別が可能となる明細図（縮尺任意）を併せて添付するものとする。

- ・ 申請市町村の境界線
 - ・ ・ ・ ・ ・ 青色又は黒色で着色する。
- ・ 認証請求又は承認申請の区域
 - ・ ・ ・ ・ ・ 赤色の線で描く。
- ・ 申請市町村内の認証済の区域
 - ・ ・ ・ ・ ・ 緑色の線で描く。
- ・ 認証請求又は承認申請に係る地籍図根測量の区域が一筆地調査の区域を大きく越える場合における、当該地籍図根測量の区域から当該一筆地調査の区域を除いた区域
 - ・ ・ ・ ・ ・ 黄色の線で描き、注記をつける。
- ・ 市町村内区画線
 - ・ ・ ・ ・ ・ 1／5，000図郭線を書き、座標値を記載する。
- ・ 地籍図根測量等に使用した基準点の位置
 - ・ ・ ・ ・ ・ 緑色の△の記号で図示する（記号の寸法は3mm程度とする。）。)

(別記記載例)

認証請求区域図又は承認申請区域図

三 本 松



(様式第 1 号)

地目別筆数面積変動表等調書

○地目別筆数面積変動表

地目	地籍調査前			地籍調査後			摘要
	筆数	面積 (ha)	備考	筆数	面積 (ha)	備考	
田		.			.		
畑		.			.		
宅地		.			.		
塩田		.			.		
鉦泉地		.			.		
池沼		.			.		
山林		.			.		
牧場		.			.		
原野		.			.		
墓地		.			.		
境内地		.			.		
運河用地		.			.		
水道用地		.			.		
用悪水路		.			.		
溜池		.			.		
堤		.			.		
井溝		.			.		
保安林		.			.		
公衆用道路		.			.		
公園		.			.		
雑種地		.			.		
学校用地		.			.		
鉄道用地		.			.		
		.			.		
		.			.		
長狭物							
筆界未定地							
合計		.			.		
筆界未定総件数及び総筆数				件 筆			

地 区 名	県 郡 町
単位区域名	

○誤り等申出件数・筆数

申 出 事 項	申出件数・筆数	処 理 概 要			摘 要
		訂 正	不 訂 正	筆界未定	
所 在	件	件	件		
	筆	筆	筆		
地 番	件	件	件		
	筆	筆	筆		
地 目	件	件	件		
	筆	筆	筆		
筆 界	件	件	件	件	
	筆	筆	筆	筆	
地 積	件	件	件		
	筆	筆	筆		
住 所 ・ 所 在	件	件	件		
	筆	筆	筆		
氏 名 ・ 名 称	件	件	件		
	筆	筆	筆		
そ の 他	件	件	件		
	筆	筆	筆		
合 計	件	件	件		
	筆	筆	筆		

(記載要領)

1 地目別筆数面積変動表

認証請求又は承認申請に含まれる土地の地目別の筆数及び面積を記載する。

- (1) 「地目」欄は、様式に示す順序に従って地目を記載し、該当がない地目であっても削除しない（該当がない地目の「筆数」欄は空白とし、0を記載する必要はない。）。

地籍調査前の地目区分については、登記簿に記載された地目による。この場合において、登記簿に記載された地目が、不動産登記規則（平成17年法務省令第18号）第99条に定める区分に該当しない地目である場合は、「鉄道用地」欄の下に記載するものとする。

地籍調査後の地目区分については、「地目調査要領」（昭和42年2月18日付け経企土第7号経済企画庁総合開発局長通達）の区分による。

- (2) 地籍調査前の「筆数」欄及び「面積（ha）」欄は、登記されている土地を基準として記載すれば足り、登記されていない長狭物及び白地（地番が付されない土地）等について、図面上で面積計算を行って記載する必要はない。

- (3) 面積はhaを単位とし、小数点以下第2位まで（小数点以下第3位切り捨て）を記載する。この場合において、面積が0.01ha未満の場合は、「備考」欄に小数点以下第3位切り捨て前の面積を記載し、「合計」欄には計上しない。

- (4) 土地改良事業等の確定測量を兼ねて地籍調査を実施した場合には、調査前の筆数及び面積欄の記載は要しない。

なお、申請区域の一部が上記の取扱いによって処理される場合には、摘要欄にその旨を補足説明する。

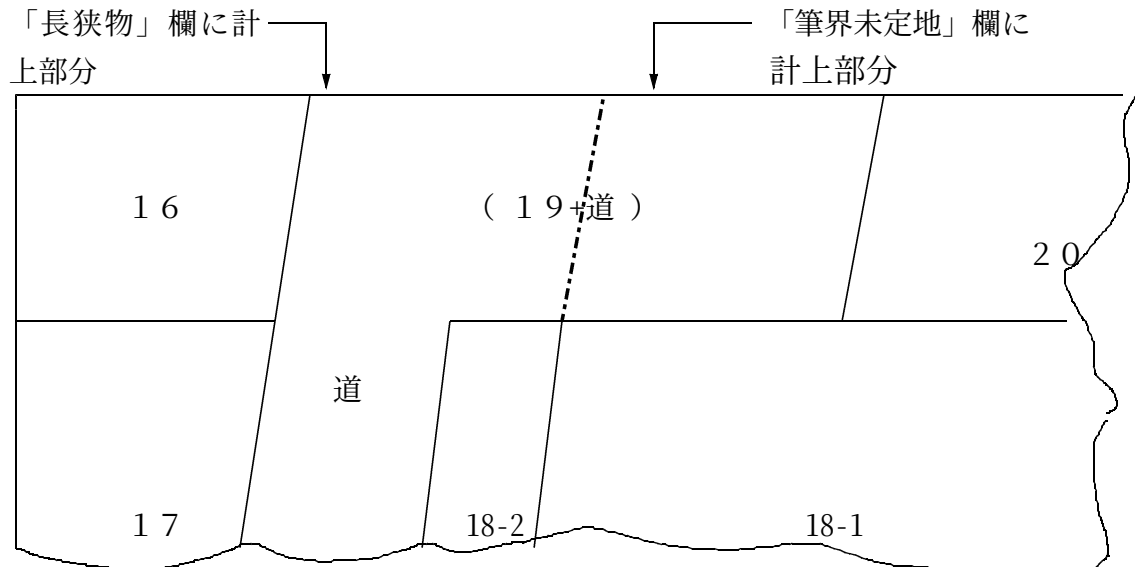
- (5) 地籍調査後の「長狭物」欄の記載は、地籍調査作業規程準則運用基準（平成14年3月14日付け国土国第590号国土交通省土地・水資源局長通知。以下「運用基準」という。）第14条によるものとする。なお、備考欄に長狭物の内識別面積を記載する。

- (6) 認証の請求等を行う区域内に筆界未定として調査をしたものがある場合は、筆界未定とした筆の集まりを一つの単位としたときの総件数及び総筆数を「筆界未定総件数及び総筆数」欄に記載する。

- (7) 地目を同じくする筆界未定の筆数及び面積については、該当地目欄の筆数及び面積に含める。地目を異にする場合には、筆数は各々の該当地目欄に含め、面積は一括して筆界未定地欄に記入する。

なお、長狭物との筆界未定地の面積の記入については、下図の例のと

おり現況の長狭物との境界（下図の鎖線部分。一筆地の境界ではなく、土地の利用現況を表した境界である。）により面積計算をし、それぞれ長狭物欄及び筆界未定地欄に計上する。



- (8) 土地の所有者が不明のため、白地として地籍図を作成した場合には、地目の欄中、「筆界未定地」欄の次に「白地」の欄を設けて当該面積を記入するとともに、その個数を備考欄に記入する。
- (9) 筆数、面積の変動が著しい場合は、摘要欄にその理由を記載する。
- (10) 筆界未定総件数及び総筆数欄は、申請区域において筆界未定とした件数及び筆数を記載する。

なお、件数が多い場合には、その主な理由を適宜の箇所又は別紙に記載する。

2 誤り等申出件数・筆数

法第17条に基づく閲覧の際、誤り等がある旨の申出のあった件数及び申出に関連する筆数を記載する。

- (1) 「地区名」欄及び「単位区域名」欄は、法第17条第1項の閲覧に関する公告の日を基準として記載する。
- (2) 「申出件数・筆数」欄には、閲覧者からの申出件数及び筆数を記載する。なお、1件で複数の申出があった場合には、各申出事項毎に振り分けて記載する。
- (3) 「処理概要」欄には、申出件数及び筆数に対応した訂正又は不訂正の件数及び筆数を記載する。なお、筆界未定欄には、筆界に関する誤り等申出により、その処理を筆界未定とした件数及び筆数を訂正欄の内数と

して記載する。

- (4) 申出がなかった場合は、「合計」欄に「0件0筆」と記載するか、適宜の部分に「該当なし」と記載するものとする。
- (5) 「摘要」欄には、申出件数の多いものの主な理由等を記載する。

(様式第 2 号)

不存在地等調書

調 査 地 域		
1. 不存在地		筆
2. 現地確認不能地（長狭物敷地内）		筆
3. 現地確認不能地（長狭物敷地外）		筆
4. 滅失地		筆
5. 新たに土地の表示を登記すべき土地		筆
6. 地番変更（地番変更により所有者の住所変更を伴う場合）		筆
7. 国土調査法第 3 2 条の 2 の代位登記	件	筆
備 考		

(記載要領)

本調書は、不存在地等があったものとして調査等を行った土地に関して、その筆数等を記載する。

- 1 「調査地域」欄は、法第17条第1項の閲覧に関する公告の日を基準として記載する。
- 2 「1. 不存在地」欄は、地籍調査作業規程準則（昭和32年総理府令第71号。以下「準則」という。）第35条第2項に基づき調査を行った筆数を記載する。
- 3 「2. 現地確認不能地（長狭物敷地内）」欄は、運用基準第14条第3項に基づき調査を行った筆数を記載する。
- 4 「3. 現地確認不能地（長狭物敷地外）」欄は、準則第35条第3項又は第4項に基づき調査を行った筆数を記載する。
- 5 「4. 滅失地」欄は、準則第35条第1項に基づき調査を行った筆数を記載する。ただし、一筆地の土地の全部が滅失した土地を計上すれば足り、一筆の土地の一部が滅失した土地を計上する必要はない。
- 6 「5. 新たに土地の表示を登記すべき土地」欄は、準則第34条に基づき調査を行った筆数を記載する。
- 7 「6. 地番変更（地番変更により所有者の住所変更を伴う場合）」欄は、準則第31条又は第36条に基づき調査を行った場合であって、かつ、「地籍調査において地番変更の処理をした場合における土地所有者の住所変更等の取扱いについて」（昭和53年4月13日付け国土国第152号国土庁土地局長通達）により所有者の住所変更を伴う調査を行った筆数を記載する。
- 8 「7. 国土調査法第32条の2の代位登記」欄は、法第32条の2に基づき代位による登記を申請した件数及び筆数を記載する。
- 9 不存在地及び滅失地がある場合には、その原因（重複登記、海没等）及びその経緯を備考欄に記入する。
- 10 新たに土地の表示をすべき土地があった場合には、その土地が生じた原因、民有地官有地の別及び確認した所有権を証する資料の種類を備考欄に記入する。

(地番変更により所有者の住所変更を伴う調査を行う場合の例)

	字甲					字乙
・地籍調査後の土地の地番	1	1 - 2	1 - 3	3	3 6	
・地籍調査前の土地の地番	1 番地	1 番地	1 番地			
	畑	宅	畑	畑	畑	
・地籍調査後の所有者の住所の表示	〇〇字甲 1 番地 1 - 2	〇〇字甲 1 番地 1 - 2	〇〇字甲 1 番地 1 - 2	〇〇字甲 1 0 番地	〇〇字甲 1 番地 1	
・地籍調査前の所有者の住所の表示	1 番地 甲野太郎	1 番地 甲野太郎	1 番地 甲野太郎	乙野花子	甲野太郎	
	調査区域内			調査区域外		
	計上する土地（3筆）					

不協力地調書	
都道府県 〇〇市町村 (土地改良区)	
1. 調査地域	
2. 調査期間	
3. 不協力地の総筆数	筆 (全体に対する割合 %)
うち、準則第 30 条第 3 項の規定により、 同条第 1 項の確認を得たものとして調査を行った筆数	
筆	
4. 不協力地の所有者の総数	人 (全体に対する割合 %)
うち、準則第 30 条第 3 項の規定により、 同条第 1 項の確認を得たものとして調査を行った人数	
人	
備 考	

(記載要領)

本調書は、準則第20条第1項の規定に基づき調査への立会いをすべき旨を通知したものの不立会であった土地、同条第2項及び第3項の規定に基づき報告又は資料の提出をすべき旨を通知し、準則第23条の2第1項各号に規定する方法により調査を行おうとしたものの協力を得られなかった土地について記載を行うものとする。

- 1 「1. 調査地域」は、認証請求又は承認申請区域内に含まれる単位区域名を記載する。
- 2 「2. 調査期間」は、認証請求又は承認申請区域内における現地調査又は図面等調査を行った期間とする。
- 3 「3. 不協力地の総筆数」及び「4. 不協力地の所有者の総数」は、登記記録上の筆数及び所有者を基準として計上する。
また、準則第30条第3項の規定により、同条第1項の確認を得たものとみなして調査を行った場合、その筆数及び人数を記載する。
- 4 備考欄は、不協力地ごとに、筆界確認又は筆界未定の別及びその筆数並びに筆界確認の処理をしたものについてはどのような方法により筆界を確認したのか等を簡潔に記載する。
- 5 各欄の記載に当たっては、一筆地調査の調査完了日を基準とする。

(様式第4号)

所在不明所有者等調書

都道府県
〇〇市町村
土地改良区

1. 調査地域
2. 調査期間
3. 所在不明所有者等の総数
4. 所在不明所有者等に係る土地の総筆数（調査前の総筆数に対する割合％）
5. 所在不明所有者等一覧表〔(注)所有者とその他の利害関係人と別の表にまとめる。〕

氏名	登記簿上の住所	関係する土地の 所在及び地番	所在不明の理由	準則第30条 第4項の適用	準則第30条 第5項の適用
1					
2					
3					
4					
5					
~~~~~					

(記載要領)

本調書は、所在が明らかとならなかった所有者等の氏名又は名称、当該者の登記簿上の住所及び関係する土地の所在及び地番等について記載する。

- 1 「１．調査地域」は、認証請求又は承認申請の区域に含まれる単位区域名を記載する。
- 2 「２．調査期間」は、法第７条による公示の際の調査期間を記載する。
- 3 「所在不明の理由」欄は、その者の現住所の調査のため行った方法を記載する。
- 4 「準則３０条第４項の適用」欄は、準則第３０条第４項を適用して調査を実施した場合に「○」を記載する。
- 5 「準則３０条第５項の適用」欄は、準則第３０条第５項を適用して調査を実施した場合に「○」を記載する。

協議実施結果報告書

協議実施結果報告書	
都道府県 〇〇市町村 (土地改良区)	
1. 調査地域	
2. 協議日時及び場所	
3. 協議相手	
4. 結果及びその理由   適                      ・                      否   (理由)	
5. 協議を行った土地の表示   (1) 所在・地番   (2) 地目・地積   (3) 所有者の住所・氏名又は名称	
6. 添付資料	
備 考	※現地復元性を有しない資料を基として協議を行った場合は、当該資料の名称だけでなく、準則第 30 条第 5 項を適用して調査を行った理由を備考欄に詳細に記載しなければならない。

(記載要領)

本調書は、「土地の所有者その他の利害関係人及びこれらの者の代理人の所在がいずれも明らかでない場合における筆界の調査要領」(令和3年1月29日付け国不籍第435号国土交通省不動産・建設経済局地籍整備課長通知)に基づき協議を行った筆ごとに作成するものである。

- 1 調査地域は、認証請求又は承認申請の区域に含まれる単位区域名を記載する。
- 2 協議相手は、協議を実施した相手方の所属、役職名及び氏名等を記載する。〔例 △△法務局□□支局表示登記専門官 ○○○○〕
- 3 結果及びその理由は、協議の結果に従い「適」又は「否」を選択し、その理由を記載する。
- 4 添付資料については、筆界案のほか、協議の際に用いた資料の名称を記載する。

(様式第 6 号)

認証請求区域概況説明調書又は承認申請区域概況説明調書

番 号	地 区 コード	都道府 県 名	市郡町 村 名	申請番号 年 月 日	単位区 域 名	区域の 概 況	調査 年度	精度	縮尺	地 籍 図 数 (面)	測量 方式	筆数 (筆)	面積 (k m ² )	認証済 面 積 (k m ² )	調査済 面 積 (k m ² )	誤り等 申出件数 (件)	調査前 筆 数 (筆)	調査前 面 積 (k m ² )	筆界未 定件数 (件)	筆界未 定筆数 (筆)	摘 要

(記載要領)

- 1 本表は、同時期に認証請求又は承認申請を行う全ての区域を一括して記載する。
- 2 番号欄は、空欄とする。
- 3 地区コード欄は、「国土調査事業事務取扱要領」(昭和47年5月1日付け経企土第28号経済企画総合開発局長通達)に基づき、事業計画明細書に記載した地区コード(西暦4桁+都道府県番号2桁+市町村番号3桁+当該単位区域を示すために定めた番号2桁の計11桁)を記載する。
- 4 事業主体が都道府県の場合には、市郡町村名欄に括弧書きでその旨を記載する〔例(県営)〇〇郡〇〇町〕。
- 5 申請番号及び年月日欄は、認証請求又は承認申請書の文書番号を記載する。
- 6 単位区域名欄は、認証請求又は承認申請区域内に含まれる単位区域の名称を記載する。名称の数が多い場合には、代表的な単位区域名のみを記載し、以下単位区域名を記載する〔例 大字山田ほか5区域〕。
- 7 区域の概況欄は、申請区域の傾斜区分と、市街地、村落、農用地、林野、山林等の区分を記載する。ただし、傾斜区分の記載に当たっては、それぞれ平坦地(平坦)、緩傾斜地(緩傾)、中傾斜地(中傾)、急傾斜地(急傾)、急峻地(急峻)と略語で記載するものとする〔例 緩傾・農用地〕。  
なお、申請区域の平均傾斜度と傾斜区分については次のとおりとする。

平均傾斜度	傾斜区分
・ 0度以上3度未満……………	平坦地
・ 3度以上9度未満……………	緩傾斜地
・ 9度以上20度未満……………	中傾斜地
・ 20度以上35度未満……………	急傾斜地
・ 35度以上……………	急峻地

- 8 調査年度は、認証請求又は承認申請区域の地籍調査開始年度と終了年度を記載する。
- 9 精度、縮尺、地籍図数、筆数、面積及び認証済面積欄は、検査成績表より移記する。
- 10 調査済面積は、当該市町村等のH工程まで完了した面積を記載する。  
面積は、小数点以下第2位まで(小数点以下第3位切り捨て)とする
- 11 測量方式欄は、地上法、航測法又は併用法の区別を記載する。
- 12 摘要欄は、当該認証請求又は承認申請に関して特記すべき事項があれば、その内容を記載する。〔例 分割認証、他区域については年月日認証

済（年月ごろ認証予定）]

- 13 過去に地籍調査を行った区域において、再調査を行った場合は、その旨を「摘要」欄に記載する。

また、再調査が認証請求区域又は承認申請区域の一部である場合は、その面積がわかるように記載する。